

28 循環第 278 号

平成 28 年 6 月 9 日

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会会長 様

愛 知 県 環 境 部 長

(公 印 省 略)

動物霊園事業において動物の死体の火葬に伴って生じた焼骨であって
埋葬及び供養等が行われないものの取扱いについて (通知)

このことについて、平成 28 年 6 月 2 日付け環廃産発第 1606021 号で、環境省大臣
官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長から別添のとおり通知がありました。
については、貴協会会員に対する周知をお願いします。

担 当 資源循環推進課

産業廃棄物グループ

廃棄物監視指導室

指導グループ

監視グループ

電 話 052-954-6235 (ダイヤルイン)

ファックス 052-953-7776

電子メール junkan@pref.aichi.lg.jp